

瀬戸市老人福祉計画・介護保険事業計画
体系の検討総括表（見直しに関する考え方）

既計画

新計画

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 個別施策 |
|---------------------------|--------------------------------|-----------------------|--|
| 高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現 | 1 住み慣れた環境で活躍できる社会の実現 | ① 社会参加の促進と高齢者の生きがいの創出 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な生きがい活動への支援 高齢者の就労の促進・支援 社会参加活動（ボランティア活動等）への支援 |
| | | ② 要介護者の自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた在宅生活への支援 安心・安全な住環境の整備 |
| | 2 積極的に介護予防に取り組む社会の実現 | ① 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防対策の推進 |
| | | ② 介護予防の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 一次予防事業の推進 二次予防事業の推進 |
| | 3 尊厳を持って豊かに暮らせるよう地域で支えあえる社会の実現 | ① 認知症高齢者支援 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者支援ネットワークの整備 家族介護への支援 |
| | | ② 高齢者の権利擁護 | <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の体制強化 |
| | | ③ 地域包括ケア体制の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 総合相談・支援事業の充実 包括的・継続的マネジメントの強化 医療との連携強化 |
| | 4 介護保険事業の円滑な実施に向けた社会の実現 | ① 介護保険事業の円滑な実施 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス基盤の計画的整備 介護給付適正化事業の取組 低所得者への支援策 |

| 体系の見直し要素の重点ポイント |
|--|
| <p>○2025年のサービス水準等の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間だけでなく団塊の世代が後期高齢者となる 2025年を見据える。 <p>○在宅サービス・施設サービスの方向性の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特徴を踏まえた中長期的な方向性を提示。 <p>○生活支援サービスの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なサービス主体による多様なサービスの確保。 <p>○医療・介護連携、認知症施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護連携の機能、認知症への早期対応を地域支援事業として位置づけ。 <p>（素案）</p> <p>一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化 2025年度（平成37年度）の推計及び第6期の目標 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 要介護者等地域の実態の把握 日常生活圏域の設定 他の計画との関係 その他 <p>二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 日常生活圏域 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 各年度における地域支援事業の量の見込み <p>三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 計画策定の趣旨・基本理念等 計画期間、計画の点検・評価 圏域ごとの要介護高齢者等の現状と各年度の見込み 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携の推進 認知症施策の推進 被保険者の地域における自立した日常生活の支援 介護予防の推進 高齢者の居住安定に係る施策との連携 介護保健施設等の整備に関する事項 人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 介護給付等に関する費用の適正化に関する事項 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 財政安定化基金の取崩しに関する事項 |

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 個別施策 |
|---------------------------|--------------------------------|---|--|
| 高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる社会の実現 | 1 住み慣れた環境で活躍できる社会の実現 | ① 社会参加の促進と高齢者の生きがいの創出 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な生きがい活動への支援 高齢者の就労の促進・支援 社会参加活動（ボランティア活動等）への支援 |
| | | ② 要介護者の自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた在宅生活への支援 安心・安全な住環境の整備 |
| | 2 積極的に介護予防に取り組む社会の実現 | ① 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防対策の推進 |
| | | ① 介護予防・生活支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 一次予防事業の推進 二次予防事業の推進 総合事業への取り組み |
| | 3 身近な地域における生活の継続支援 | ① 介護予防・生活支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 一次予防事業の推進 二次予防事業の推進 総合事業への取り組み |
| | 4 尊厳を持って豊かに暮らせるよう地域で支えあえる社会の実現 | ① 高齢者にやさしい地域づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> 包括的・継続的マネジメントの強化 |
| | 5 認知症の早期発見・早期治療と認知症高齢者への支援 | ① 認知症高齢者支援 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者支援ネットワークの整備 家族介護への支援 |
| ② 高齢者の権利擁護 | | <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の体制強化 | |
| 6 安心できる医療と介護の連携 | ① 地域における総合的な支援体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> 医療と介護の連携強化 | |
| | ① 介護保険事業の円滑な実施 | <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス基盤の計画的整備 介護給付適正化事業の取組 低所得者への支援策 | |

| ① 国における方向性 | ② あいち健康福祉ビジョンの考え方 | ③ 瀬戸市第5次総合計画 | ④ 関連計画からの主な課題 |
|--|---|---|--|
| <p>第6期計画のポイント <市町村計画> ○2025年のサービス水準等の推計 ・計画期間だけでなく団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据える。 平成24～26年度の実績を踏まえつつ、第6期期間中の市町村の取組を基礎として平成32年度及び37年度のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、介護保険事業計画に記載する。 第6期におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により、2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら設定する。</p> <p>○在宅サービス・施設サービスの方向性の提示 ・地域の特徴を踏まえた中長期的な方向性を提示。 75歳以上高齢者や認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする方々が住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要である。 在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。</p> <p>○生活支援サービスの整備 ・多様なサービス主体による多様なサービスの確保。 予防給付の見直しにより平成29年4月までに新しい総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行させる。 生活支援に係るコーディネータの配置などにより、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様なサービス主体による多様なサービスの確保に努めるとともに、計画的な移行の進め方を検討し示す。</p> <p>○医療・介護連携、認知症施策の推進 ・医療・介護連携の機能、認知症への早期対応を地域支援事業として位置づけ。 地域包括ケアを構築するため、医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などを新たに地域支援事業として位置付け、第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施するため、各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。</p> <p>○住まい ・公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅、老人ホーム等の充実について方向性を提示。 住まいに関して、公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）を今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。 市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。</p> | <p>○高齢者がいきいきと暮らせる社会へ 【県の主要な取組】 介護が必要な高齢者への支援 ・在宅サービスと施設サービスのバランスの取れた介護基盤の整備 ・地域包括ケアの中心的役割を担う地域包括支援センター職員に対する実践的な研修など医療や介護サービスを利用しながら地域で安心して生活できる体制の充実 ・温泉リハビリや介護施設を備えた複合福祉タウン構想の推進について検討 認知症高齢者への支援 ・国立長寿医療研究センターや認知症介護研究・研修大府センターとの連携による専門医療や認知症介護に係る人材育成 ・コンビニエンスストア等の企業・団体を対象に「認知症サポーター」を養成 見守りが必要な高齢者への支援 ・ボランティアやNPOなども参加した地域のつながりによる見守りネットワークの構築に向けたモデル事業の実施・普及、「生活・介護支援サポーター」の養成 介護予防の推進 ・あいち介護予防支援センターによる介護予防プログラムの開発・普及 ・地域における介護予防を推進する「あいち介護予防リーダー」の養成 元気な高齢者の活躍への支援 ・地域での支え合いを推進するシルバー人材センター・老人クラブ等の活動を支援 ○健康福祉の地域力が充実した社会へ 【県の主要な取組】 新しい支え合いの推進 ・知多半島における福祉系NPO等のネットワーク、住民同士による助け合い活動の県内展開 ・全市町村で地域福祉計画が策定されるよう、情報提供や相談等により策定の支援 ・災害時要援護者の把握・安否確認・避難誘導体制の整備の推進 環境づくりの推進 ・「高齢者居住安定確保計画」の策定、緊急通報装置の設置と生活援助員を配備した「シルバーハウジング・プロジェクト」の実施 ・施設のバリアフリー化や「人にやさしい街づくりアドバイザー」の養成等、人にやさしい街づくりの推進 ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の推進 ・「あいち人権啓発プラザ」を活用した人権に関する情報発信や啓発 ・多文化ソーシャルワーカーの養成等、外国人の子どもや子育て家庭が抱える問題解決のための相談体制の充実 ・ホームレスの自立支援対策の推進</p> | <p>第4部 市民の健康と福祉 a 地域でともに支えあう仕組みが整っている社会の実現 「瀬戸市地域福祉計画（平成18年度～27年度）」に基づき事業を実施し、地域福祉の向上を図るとともに、計画改定に向けた取り組みを進めます。 b 次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会の構築 c 健康な市民生活の実現 生活習慣病を予防し、生活の質の向上を目指す第2次「いきいき瀬戸21計画」で定めた目標値の達成に向けて事業展開を行っていきます。 健康づくり事業については、医療関係団体や地域のボランティア団体と連携し、健康的な生活を実践し続ける市民を増やしていきます。 d 高齢者が生きがいを持って、安心して暮らせる社会の実現 「老人福祉計画・介護保険事業計画（やすらぎプラン2012）」に基づき、介護予防を重点とした健康な高齢期の暮らしの実現、誰もが生きがいを持って生活できる高齢期の暮らしの実現、十分な介護サービスが受けられる不安のない高齢期の暮らしの実現を目指し、各種事業を推進します。 e 障害を持つ人が自立した生活を営むことができる社会の実現 f 生活支援が必要な市民の自立の実現 生活保護受給者等就労自立支援事業や自立支援プログラムによる援助を継続して実施します。 また、個別支援プログラムにより、被保護者の自立に向けた指導を継続して行います。</p> | <p>【瀬戸市地域福祉計画（平成24年3月改訂）】 第1部 総論 第3章 計画の基本理念と目標など （1）計画の基本理念 （2）計画の基本目標 ・地域福祉推進のためのしくみづくり地域で生活する人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉などの連携、関係機関・関係団体との連携の強化を図ります。 ・また、地域における高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターの機能を強化していくとともに、公民館や小・中学校などを、地域福祉を担う活動と連携の拠点として活用することを検討します。 ・高齢者や障害者、子どもを含めた全ての人が、安心して移動できるよう、また生活領域の拡大や社会参加を促進するため、公共施設などのバリアフリー化を進めていきます。 （3）施策の体系 第2部 取り組みの方向性 第1章 地域福祉は人づくり （1）市民活動やボランティア活動の活性化、人材育成 ・高齢者の能力活用方法の検討 （2）支えあいを基本とした市民意識の向上 ・援護が必要な人の早期発見や見守り活動の推進 （3）福祉教育・生涯学習の充実 （4）心のバリアフリーの推進 ・心のバリアフリーへの啓発活動の推進 （5）企業などへの意識啓発 ・高齢者や障害者の就業支援 第2章 情報・相談の充実とサービス利用の促進 （1）情報収集・情報提供体制の充実 （2）相談体制の充実 ・（仮称）総合相談支援センターの設置 ・地域包括支援センターの機能強化 ・各種相談の利用促進 ・福祉相談員の活用 （3）サービス利用の促進 ・日常生活自立支援事業の周知・利用促進 ・成年後見制度の周知・利用促進 第3章 地域福祉推進のためのしくみづくり （1）保健・医療・福祉などの連携 ・ケアマネジメントの推進 （2）福祉拠点の充実 ・地域包括支援センターの機能強化（再掲） ・福祉施設の地域開放の促進 ・地域福祉を支える社会福祉基盤整備の推進 第4章 人にやさしいまちづくり （1）まちのバリアフリーの推進 ・高齢者・障害者などの住宅バリアフリー化 （2）防災・防犯を通じた地域コミュニティの活性化 ・災害時要援護者の実態把握 （3）高齢者・障害者などの移動・移送手段の充実 ・福祉有償運送サービスを提供するNPO法人や社会福祉法人への支援 ・利用しやすい移動手段の検討 ・ボランティアなどによる外出支援</p> |